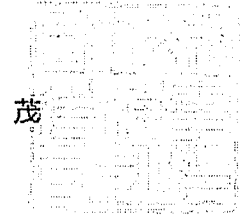


国海査第146号の5  
平成20年7月8日

(社)日本船舶品質管理協会  
会長 山田信三 殿

国土交通省海事局長  
伊藤 茂



型式承認試験基準の改正について

標記について、船舶等型式承認規則第6条第1項の規定に基づく型式承認試験のための基準を下記のとおり改正しましたので通知します。

記

1. 国海査第483号（平成6年12月12日付け）別紙「航海用レーダー反射器」を別紙のとおり改める。
2. 平成21年7月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶に備え付ける航海用レーダー反射器については、改正前の国海査第483号によることができる。

（別紙：伺いの別紙に同じ）

